

令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がするめいかの採捕を行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
ぶり	全ての漁業	左記漁業がぶりの採捕を行う水域	漁獲量の総量	101,000トン の内数	
くろまぐろ (小型魚)	全ての漁業	中西部太平洋 条約海域	漁獲量の総量	107.350トン (5%) を県の留保とする	5.650トン (5%) を県の留保とする
くろまぐろ (大型魚)	全ての漁業	中西部太平洋 条約海域	漁獲量の総量	92.340トン	4.860トン (5%) を県の留保とする